



## 鳩山町 契約規則の改正について

# お知らせ

平成31年4月1日以降に入札公告、指名通知を行うものから適用します。

前金払の額を見直すものです。

改正前

第22条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、1件の契約金額が500万円を超えるものに対し、当該契約額の100分の40以内の額を前払金として支払うことができる。



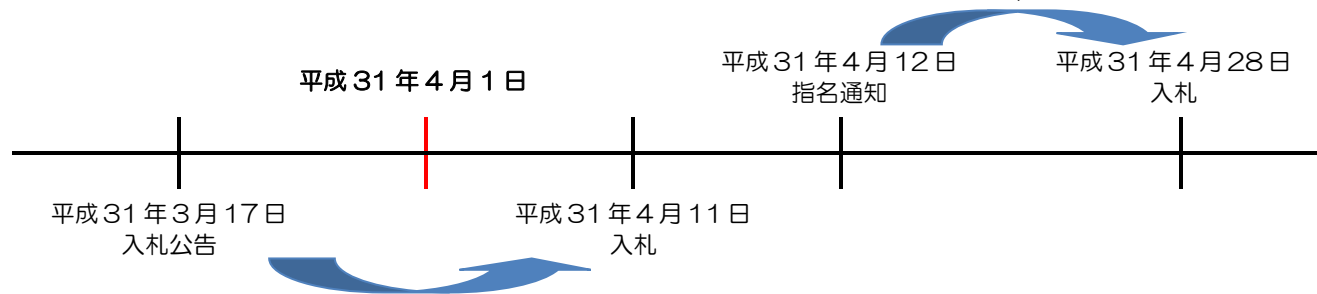
改正後

第22条 令附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、1件の契約金額が500万円を超えるものに対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以内の額を前金払として支払うことができる。ただし前金払の額は、5,000万円を限度とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。） 当該契約金額の100分の40以内
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量 当該契約金額の100分の30以内

## 改正基準適用のイメージ

この場合、平成31年4月1日以降に指名通知を行っているため、改正基準が適用されます。



この場合、平成31年4月1日以前に入札公告を行っているため、入札日が平成31年4月1日以降であったとしても、改正基準が適用されません。